

<大学院薬学研究科における学位論文に係る評価に当たっての基準について>

本研究科が定める手続きにより提出された学位申請論文は、以下の体制及び基準に従って審査する。

1. 修士論文

1.1 審査体制

- ・修士論文は、審査委員（主査1名、副査1名以上）に回覧し審査する。
- ・審査委員は本研究科教授、准教授及び講師の中から選出する。但し、本研究科教授及び准教授から2名、かつ、うち1名は本研究科教授を選出しなければならない。
- ・審査委員を本学の他の研究科、本研究科の協力分野及び大学院連携講座等の教授又は准教授に委嘱することができる。この場合、委嘱された者は審査委員（主査1名、副査1名以上）に含むものとする。

1.2 審査の方法

審査委員は、学位論文について、下記の評価項目・基準に基づいて審査を行う。なお、審査委員は当該論文の特性を反映した評価項目・基準を追加して審査を行うことができるものとする。

1.3 修士論文の評価

<修士論文としての必要条件>

- ・修士論文及び論文の要旨は、日本語または英語により書かれるものとする。
- ・本文は、研究分野の概要、他の研究者による関連研究の状況、修士論文に含まれる研究の位置づけ、方法、結果、考察等が適切な章立てによって構成されるものとする。
- ・修士論文は、その内容について研究発表会において発表、討論がなされなければならない。

<評価項目及び基準>

- 研究テーマが申請された修士の学位に対して妥当なものであり、研究目的において本テーマに関する学術的な問いを適切かつ明確に設定していること。
- 研究計画において、研究テーマに対する適切な研究方法（実験材料・方法、調査方法、論証方法等）を用い、これに従って研究を実施していること。
- 研究結果について、適切に解析が行われており、これに基づいて学術的考察がなされていること。
- 学術論文として体系的に構成されており、適切な表現・表記法によって記述されていること。
- 研究成果について、独自性、創造性が認められ、学術的波及効果が期待できること。

1.4 学位論文が満たすべき水準

上記の評価項目について、基準に基づいて主査及び副査が個別に審査を行った後、合議によりこれを全て満たすと認める場合に修士論文として合格とする。

なお、修士の学位審査は、修士論文の評価結果に基づいて各審査委員が行い、研究科委員会において最終判定を行う。

2. 博士論文

2.1 審査体制

- ・博士論文が提出されたときは審査委員会を設ける。
- ・審査委員会は3名以上の委員を以って組織する。
- ・審査委員は研究科委員会において本研究科教授及び准教授の中から選出する。但し、本研究科教授を2名以上選出しなければならない。
- ・審査委員会にはその委員の互選により委員長をおく。
- ・審査委員会は審査上必要があると認めるときは、研究科委員会の承認を得て本研究科の講師、本学の他の研究科、本研究科の協力分野及び連携講座等の教授及び准教授又は外部専門家に審査の一部を委嘱することができる。

2.2 審査の方法

博士論文の審査においては、当該論文の内容に関する最終試験として研究発表会を実施する。審査委員は、博士論文及び研究発表について、下記の評価項目・基準に基づいて審査を行う。なお、審査委員は当該論文の特性を反映した評価項目・基準を追加して審査を行うことができるものとする。

2.3 博士論文の評価

<博士論文としての必要条件>

- ・博士論文はその内容について、研究発表会で学術研究に相応しい発表、討論がなされなければならない。
- ・博士論文は一編とし自著でなければならず、原則として広く選出された審査員によって審査された原著論文に限るものとする。また、その内容については過去に、いかなる機関においても、また、いかなる申請者によっても発表された博士論文の内容を含んではならない。
- ・博士論文及び論文の要旨は、日本語または英語により書かれるものとする。本文は、研究分野の概要、他の研究者による関連研究の状況、博士学位論文に含まれる研究の位置づけ、論文の構成、方法、結果、考察等が適切な章立てにより構成されるものとする。

<評価項目及び基準>

- 博士論文は、十分な学術的価値を有するものであること。学術的価値とは、未知の事象・事物の発見、新しい理論の構築・展開、新しい技術・機器・手法・アルゴリズムの開発・発明・応用、新しい学問的概念の提出など、学理とその応用に関する重要な貢献をなすものを指す。
- 研究テーマが申請された博士の学位に対して妥当なものであり、研究目的において本テーマに関する学術的な問いを適切かつ明確に設定していること。
- 研究計画において、研究テーマに対する適切かつ高度な研究方法（実験材料・方法、

調査方法、論証方法等)を用い、これに従って研究を実施していること。

- 研究結果について、適切な解析が行われており、これに基づいて高度かつ創造的な学術的考察がなされていること。
- 学術論文として体系的に構成されており、適切な表現・表記法によって記述されていること。
- 研究成果について、独自性、創造性が十分に認められ、学術的波及効果や社会的貢献が期待できること。

2.4 学位論文が満たすべき水準

上記の評価項目について、基準に基づき主査及び副査が個別に審査を行った後、合議によりこれを全て満たすと認める場合に博士論文として合格とする。

なお、博士の学位審査は、博士論文の評価結果に基づいて各審査委員が行い、研究科委員会において最終判定を行う。なお、課程を経ない者の学力確認は、別途審査委員が博士論文に関連のある科目及び外国語について試問を行い、その評価を加えて学位の審査を行うものとする。